

字（あざ）の区域の変更について

1 字の区域の変更理由

駒込ダムの建設事業に伴い、ダムの事業主体である青森県から青森森林管理署に対して、青森森林管理署管内の北駒込山国有林及び南駒込山国有林の一部を当該ダムの敷地として所管換を行う協議があり、これに伴い、青森森林管理署において法務局へ表題登記を行う必要があるが、所管換予定地は国有林野であり字が設定されていないため、青森森林管理署から市に対して、字の設定依頼があったため、地方自治法第 260 条の規定に基づき字の区域の変更を行うものである。

2 対象地及び編入する字名

（1）北駒込山国有林

- ・対象地：青森市大字駒込字北駒込山 1 の 1〔森林管理署における管理名称〕
(北駒込山国有林 2 0 4 林班 ろ小班 外 4 小班)
- ・対象面積：393,313.57 平方メートル
- ・編入する字名：青森市大字駒込字北駒込山

（2）南駒込山国有林

- ・対象地：青森市大字駒込字南駒込山 1 の 1〔森林管理署における管理名称〕
(南駒込山国有林 2 2 2 林班 い 1 小班 外 1 4 小班)
- ・対象面積：371,337.60 平方メートル
- ・編入する字名：青森市大字駒込字南駒込山

3 今後のスケジュール（案）

- 令和 8 年 9 月 本定例会に議案提出
- 令和 8 年 1 0 月 告示

（参考）地方自治法抜粋

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

令和8年9月3日
都市建設常任委員会
公園河川課
資料 1 - 1

主要地方道青森田代十和田線

対象地

対象地

十和田方面



